V. 誰もが学べ、個性を誇れるまちづくり

社会環境の変化や時代の要請に応えることができ、国際社会にも通用する個性豊かな人材育成を図るため、誰もが学べる教育環境を整備し、地域資源を活用した特色ある教育活動を推進します。また、地域固有の文化を保存・継承する活動を支援し、まちの個性のさらなる醸成を図るとともに、生涯学習や社会体育など様々な活動を通じてあたたかな交流が行われるまちづくりを推進します。

国際交流事業	担当課	総務課		事業費		6,657 千円
**		国			マグナホームステイ派遣	4,656 千円
W.E.		県			行政交流事業	1,576 千円
3/1/1/	財源	町債		内訳	マグナ学生受入	425 千円
EDUCATIONAL & CULTURAL EXCHANGE		町	4,802 千円			
magna yuzawa		他	1,855 千円			

平成 16 年以降ホームステイによる学生交流を行ってきたソルトレイク郡マグナと、昨年姉妹都市提携の調印を行いました。今年度は、学生の派遣とホームステイのほか、マグナでの桜の植樹式を行う予定となっています。

統合文教施設整備	担当課	教育課		事業費		2,091,624 千円
ENTER ENEMER		国	776,871 千円		文教施設整備	2,091,624 千円
		県				
	財源	町債	779,300 千円	内訳		
		囲丁	535,453 千円			
A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH		他				

町の最重要施策として取り組んでいる文教施設整備は、本体工事が本格化し、今年度中には新校舎への移転と小学校の閉校を予定しています。

教育委員会費・事務局管理費	担当課	教育課		事業費		22,468 千円
		围			クロスカントリースキーコース整備	3,000 千円
		県			教育用サーバー等運用	2,794 千円
A A	財源	町債		内訳	総合学習用資料集作成	2,392 千円
		町	22,468 千円		教育委員会関係費	1,085 千円
		他			その他	13,197 千円

教育委員会及び学校教育全般にかかる予算を計上しています。学校統合に向け教育課程や指導内容等を検討するために、平成 23 年度 から、新潟県教育委員会より管理指導主事の派遣を受け、教育課に配置し事業を実施しています。

就学奨励費	担当課	教育課		事業費		30,506 千円
0 5		国	13 千円		奨学金	30,300 千円
		県			特別支援学校就学費	144 千円
	財源	町債		内訳	幼稚園就園奨励費	62 千円
		町	9千円			
		他	30,484 千円			

経済的な理由により就学が困難な者に対して学資の一部を無利息で貸与し、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的 とした制度を実施しています。その他に、幼稚園就園奨励費、特別支援学校の就学費を計上しています。

教職員住宅管理費	担当課	教育課		事業費		3,104 千円
		国			修繕料	1,000 千円
	財源	県			光熱水費	252 千円
		町債		内訳	雪対策費	443 千円
		町			消雪パイプ修繕	500 千円
		他	3,104 千円		その他	909 千円

教職員住宅の維持管理費を計上しています。現在、浅貝に1棟(リゾートマンションを利用)、大野原に3棟、萩原に1棟、一之町に1棟の計6施設があります。

学校給食事業費	担当課	教育課		事業費		97,789 千円
		国			材料費	36,012 千円
		県			調理員等派遣	35,228 千円
	財源	町債		内訳	修繕料	9,300 千円
		町	61,166 千円		燃料費	4,994 千円
		他	36,623 千円		その他	12,255 千円

湯沢町学校給食センターでは、町内の小中学校の児童・生徒・先生分の給食を作っています。

小学校振興費	担当課	教育課		事業費	39,782 千円
		国			
		県			
	財源	町債		内訳	下表のとおり
		町	39,782 千円		
		他			

町内の5つの小学校それぞれの日常的な教育活動の経費を計上しています。

小学校振興費の内訳

(単位:千円)

	三国小学校	三俣小学校	神立小学校	土樽小学校	湯沢小学校	備考
H25.4.1 現在の児童数	14 人	8人	64 人	116人	149 人	
介助員、特別支援学級介助員 賃金、事務補助員		1,456	3,506	1,779	6,933	
消耗品費	725	753	1,320	1,318	1,398	
光熱水費	1,200	1,023	1,380	1,569	2,067	
教材費	90	50	264	337	400	
バス運転、検査、点検 草刈り、雪囲い等	292	264	298	424	632	
自動車借上料	5	60	5	5	220	校外学習等
その他	1,462	1,377	2,158	2,274	2,738	
計	3,774	4,983	8,931	7,706	14,388	
沙儿兴壮人的店儿儿又又恢儿儿兴		- 1 1				

中学校振興費	担当課	教育課		事業費		27,310 千円
A-APPLE,		国			介助員、心の教室相談員、補助教員賃金	5,362 千円
		県	114 千円		外国語指導助手(ALT)	5,255 千円
	財源	町債		内訳	光熱水費	4,399 千円
		囲丁	27,196 千円		消耗品費	2,838 千円
		他			その他	9,456 千円

湯沢中学校で日常的な教育活動に要する経費を計上しています。平成 23 年度から「情緒障がい」に対応した特別支援学級を開設しています。これにより、小学校同様「知的障がい」と「情緒障がい」の両方に対応できることになり、生徒の状況にあった教育ができる環境が整っています。

小学校管理費	担当課	教育課		事業費		47,803 千円
		围	299 千円		外国語指導助手(ALT)	5,165 千円
		県	711 千円		三国小通学バス運行	3,100 千円
	財源	町債		内訳	就学援助費	3,025 千円
		囲丁	46,015 千円		校務員業務	9,472 千円
		他	778 千円		その他	27,041 千円

小学校の管理等全般にかかる費用を計上しています。

中学校管理費	担当課	教育課		事業費		17,695 千円
財源		围	52 千円		就学援助費	2,950 千円
		県	515 千円		遠距離通学費補助金	2,821 千円
	財源	町債		内訳	設備等保守点検	1,367 千円
		町	16,731 千円		冬期通学バス運行	1,200 千円
		他	397 千円		その他	9,357 千円

湯沢中学校の管理等全般にかかる費用を計上しています。

社会教育総務費	担当課	教育課		事業費		631 千円
		国			各種負担金・補助金	302 千円
		県			社会教育委員会委員報酬	110 千円
	財源	町債		内訳	美術館建設基金利子積立	100 千円
11		囲丁	531 千円		その他	119 千円
		他	100 千円			

事務費等の社会教育全般にかかる経費を計上しています。

講座事業費	担当課	教	育課	事業費		498 千円
		国			講師報償	310 千円
- Lea		県			消耗品費	80 千円
No.	財源	町債		内訳	修繕料	30 千円
		町	308 千円		その他	78 千円
		他	190 千円			

公民館講座では、生涯学習の課題である「自分の自発的意思」で学ぶサークル活動への足がかりとして、初心者を対象にどなたでも気軽に受講できる各種講座を開設しています。

公民館管理費	担当課	教	教育課			31,888 千円
4 1		围			宿日直・清掃・警備	5,592 千円
		県			消耗品費	3,328 千円
	財源	町債		内訳	設備等保守点検	2,536 千円
		町	31,125 千円		浅貝公民館体育館屋根改修設計監理・工事	9,000 千円
		他	763 千円		その他	11,432 千円

湯沢町公民館及び浅貝分館の維持管理費を計上しています。今年度は浅貝公民館体育館屋根の改修工事を行います。

公民館事業費	担当課	教	育課	事業費		3,121 千円
话		围			消耗品費	1,923 千円
00000000000000000000000000000000000000		県			事務補助員賃金	838 千円
· 在 4 英 0 0	財源	町債		内訳	その他	360 千円
		囲丁	3,121 千円			
		他				

図書館の運営や成人式等の公民館が主催する各種事業の費用を計上しています。

全国童画展事業費	担当課	教	育課	事業費		6,155 千円
		玉			印刷製本費	2,780 千円
		県			入賞者賞金	1,100 千円
	財源	町債		内訳	審査員等報償	690 千円
		町	5,575 千円		消耗品費	636 千円
		他	580 千円		その他	949 千円

今年で 18 回目を迎える日本童画の父 川上四郎記念「越後湯沢全国童画展」を継続して開催し、「童画のまち湯沢」を全国にアピールしていきます。受賞作品は役場庁舎、町内金融機関、町営共同浴場などでご覧いただけます。

文化財保護一般管理費	担当課	教	教育課			1,164 千円
		围			新潟県指定文化財除雪費補助金	300 千円
		県			湯沢町指定文化財除雪費補助金	200 千円
	財源	町債		内訳	新潟県指定文化財防犯設備管理費補助金	152 千円
		町	1,164 千円		修繕料	94 千円
al-relation of		他			その他	418 千円

町内の各種指定文化財の保護・保全に努めるとともに、町史編さん事業で調査された重要な文化財の保護について検討していきます。

資料館管理費	担当課	教	育課	事業費		10,946 千円
		国			指定管理料	9,500 千円
李国郎		県			消耗品費	692 千円
AUSTRIANA A	財源	町債		内訳	土地借上料	370 千円
		町	10,696 千円		修繕料	300 千円
		他	250 千円		その他	84 千円

湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」は、今年度から指定管理者制度を導入し、資料館の運営は湯沢町観光協会にお願いすることになりました。

青少年対策費	担当課	教	教育課			6,504 千円
A silver of the Co		国			スキーリフト共通乗車証購入補助金	2,335 千円
		県	248 千円		社会教育指導員賃金	2,106 千円
	財源	町債		内訳	青年海外研修等補助金	400 千円
		囲丁	6,256 千円		地域コーディネーター賃金	327 千円
原。 一		他			その他	1,336 千円

子どもたちの健やかな成長を、地域ぐるみで育む環境をつくります。

生涯スポーツ推進費	担当課	教育課		事業費		10,960 千円
		围			湯沢町総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金	7,615 千円
000	財源	県			ジュニアスキー選手育成会活動費補助金	1,800 千円
200		町債		内訳	湯沢町体育協会活動費補助金	1,000 千円
7		囲丁	10,960 千円		スポーツ全国大会出場激励金	230 千円
-CID3		他			その他	315 千円

「総合型地域スポーツクラブ」では、子どもから高齢者までより多くの人が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツや文化活動と接することができるような環境づくりを目指し、各種教室やイベントを開催してきました。今後も健康の保持増進や体力向上とスポーツやレクリエーション、文化活動を通じて地域の交流と活性化を図ります。

VI. 持続可能な自立したまちづくり

税収の確保と効率的な行政運営を図るとともに、まちづくりの方向性に合致した戦略的な投資を行い、高齢社会・人口減少時代に対応した合併せずとも持続可能なまちづくりを推進します。また、まちづくりの方向性を地域全体で共有し、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、地域課題の解決に向けて連携・協力して取り組むまちづくりを推進します。

湯沢町まちづくり基本条例	担当課	総務課	事業費	_
	財源	_	内訳	_



地方のことは地方で決定するという「地方分権行政」が主流となりつつあるなか、「これからのまちのあるべき姿」を町民、地域の団体、企業、議会及び行政が共に協力して施策を考え、地域全体でその施策を実践していくという「協働のまちづくり」の観点から平成23年に制定された本条例。まちづくりにおける町民、議会、行政などのそれぞれの役割を明確にするとともに、お互いが最良のパートナーとしての関係を築き、協働してまちづくりに携わることを定めています。

※全文を 44 ページに掲載してあります。

国土調査費	担当課	産業	養観光課	事業費		20,105 千円
/50		国			地籍調査	8,000 千円
	財源	県	7,845 千円		公共用地境界復元	4,000 千円
		町債		内訳	調査図素図等作成	2,500 千円
		町	12,255 千円		システム使用料	1,040 千円
•		他	5千円		その他	4,565 千円

国土調査(地籍調査)とは、国土調査法に基づく土地の調査のことです。一筆ごとの土地について所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量します。

職員の資質向上	担当課	総務課		事業費		400 千円
F		国			職員自主研修補助金	400 千円
		県				
12-18	財源	町債		内訳		
		町	400 千円			
0 191		他				

職員の資質向上のため、これまでの研修機関での研修や外部機関への研修及び内部研修をさらに充実させるとともに、職員が自主的に 行う研修への支援を充実し、行政課題の研究やまちづくりの推進に対する啓発意欲を高めるように努めます。

人員適正化	担当課	総務課	事業費	_
	財源	_	内訳	_
	人とする	る目標を定めました。した	かし、事績	年間で 30 人の職員数削減を実施し、平成 25 年の 務事業の民営化・民間委託等の推進、早期退職者 で既に 152 人となりました。このことから、平成

平成 17 年策定の定員適正化計画では、9 年間で 30 人の職員数削減を実施し、平成 25 年の職員数を 155 人とする目標を定めました。しかし、事務事業の民営化・民間委託等の推進、早期退職者の増加と新規採用の抑制などにより、平成 22 年の段階で既に 152 人となりました。このことから、平成 22 年に計画内容を見直しており、さらなる積極的な民間委託や公民館等への指定管理者制度の導入などを前提として、平成 28 年度までに職員数を 130 人とする新たな計画を定めています。平成 25 年 4 月 1 日現在の職員数は 139 人です。

事務事業評価の導入	担当課	総務課	事業費	_
	財源	_	内訳	_
	年々厳	しくなる財政状況に対し、	様々な	事務や事業を効果的・効率的に実施するとともに町民のみなさ

年々厳しくなる財政状況に対し、様々な事務や事業を効果的・効率的に実施するとともに町民のみなさんへ説明責任を果たすために、平成24年度より事務事業の目的、効果、費用を評価し、改善していく事務事業評価システムを導入しています。また、町行政の透明化を図る観点からその結果を公表します。

徴収費	担当課	税務課		事業費		12,527 千円
		国			システム保守・改修	3,355 千円
		県	11,327 千円		通信運搬費	2,923 千円
	財源	町債		内訳	窓口納付取扱手数料	2,864 千円
		囲丁			インターネット公売システム使用料	300 千円
		他	1,200 千円		その他	3,085 千円

町税収入は、平成23年度決算で収入全体の約6割を占める大切な財源ですが、平成23年度の収入未済額が約13億円と滞納が大きな問題となっています。新たな滞納の発生・滞納額増加防止のため、早期の納付勧告、臨戸徴収、納税相談などを行うとともに、滞納者に対する実態調査の徹底、新潟県地方税徴収機構との連携や、差押え・公売等の滞納処分により、税収の確保に努めます。

徴収嘱託員費	担当課	税務課		事業費		14,409 千円
		国			徴収嘱託員賃金	12,455 千円
		県	8,473 千円		東京事務所借上料	900 千円
	財源	町債		内訳	通信運搬費	396 千円
() () () () () () () () () ()		町	5,936 千円		その他	658 千円
		他				

リゾートマンション等を多く抱える湯沢町は、首都圏の滞納者に対応すべく東京事務所を設置し、東京都税事務所 OB が 3 名勤務しています。あわせて、町内対応も 3 名(国民健康保険料 1 名含む)配置し、計 6 名が納付勧告、臨戸徴収などを行っています。

選挙や議会に関する経費や、税金の課税、戸籍・住民登録等に関する経費など行政機能によるものや統計調査、情報化、労働対策、借入金の返済等に関する経費を挙げています。

選挙費	担当課	総務課		事業費		12,019 千円
~~~		玉			職員手当	4,456 千円
don't		県	6,557 千円		投票立会人等報酬	1,888 千円
4 80	財源	町債		内訳	通信運搬費	1,159 千円
\ 🗓		町	5,462 千円		事務補助員賃金	729 千円
كالك		他			その他	3,787 千円

選挙管理委員会の運営にかかる費用のほか、25年度は参議院議員通常選挙と町長選挙の予算を計上しています。

議会費	担当課	議会事務局		事業費		64,147 千円
9		围			議員人件費	57,412 千円
		県			議会報作成・折込	1,241 千円
	財源	町債		内訳	議事録翻訳	996 千円
		町	64,147 千円		議会音声配信	420 千円
		他			その他	4,078 千円

議員の報酬や、議会の運営にかかる予算を計上しています。

賦課費	担当課	税務課課		事業費		39,031 千円
		玉			固定資産評価・土地鑑定	22,962 千円
	財源	県	19,800 千円		過誤納還付金	5,000 千円
		町債		内訳	通信運搬費	3,932 千円
4		町	18,582 千円		印刷製本費	2,568 千円
		他	649 千円		その他	4,569 千円

町民税や固定資産税などの町税の課税にかかる予算を計上しています。

固定資産評価審査委員会費	担当課	監査委員事務局		事業費		88 千円
		国			固定資産評価委員報酬	55 千円
		県			消耗品費	5千円
	財源	町債		内訳	その他	28 千円
		囲丁	88 千円			
		他				

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政委員会であり、その職務は市町村長とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査及び決定その他の事務を行います。

戸籍住民基本台帳費	担当課	町民課		事業費		14,756 千円
$\sim$		玉	264 千円		システム等運用経費	13,160 千円
		県	14 千円		消耗品費	351 千円
(En)	財源	町債		内訳	その他	1,245 千円
		町	11,113 千円			
(F)		他	3,365 千円			

戸籍・住民登録・印鑑登録などの届出の受付や戸籍謄(抄)本・住民票・印鑑登録証明書等の発行事務を行います。

統計調査費	担当課	総務課		事業費		464 千円
		国			調査員報酬	259 千円
		県	434 千円		消耗品費	135 千円
	財源	町債		内訳	その他	70 千円
		町	30 千円			
		他				

今年度は、主に工業統計調査、住宅・土地統計調査を行います。

情報化推進費	担当課	約	総務課			43,069 千円
		国	100 千円		システム運用経費	23,522 千円
		県	254 千円		通信運搬費	6,897 千円
TO WE STORY	財源	町債		内訳	庁内 LAN 再構築	2,730 千円
		町	41,215 千円		情報機器購入	1,120 千円
		他	1,500 千円		その他	8,800 千円

効率的な事務を行うため、多くの分野にわたって利用可能な総合行政システムの更新を 23 年度に終えました。今年度は庁舎内ネットワークの老朽化に伴う再構築を行います。

労働対策費	担当課	産業観光課		事業費		3,951 千円
		国			職業訓練業務	3,951 千円
		県			(南魚沼市に委託しています。)	
	財源	町債		内訳		
		町	3,951 千円			
		他				

労働者のスキルアップを応援する予算を計上しています。

公債費	担当課	総務課		事業費		92,081 千円
		国			元金償還金	75,875 千円
		県			利子	16,206 千円
-	財源	町債		内訳		
		囲丁	86,484 千円			
-		他	5,597 千円			

大規模事業を行う際に借り入れた町債の償還金と利子を計上しています。

監査委員費	担当課	監査委員事務局		事業費		1,661 千円
		国			幸促酉州	1,100 千円
		県				287 千円
	財源	町債		内訳		274 千円
		町	1,661 千円			
		他				

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関です。町が行っている事業等について財務会計事務等が正しく行われているか、町長から独立した立場で監査しています。湯沢町では優れた見識を有する者から1名、議員から1名の計2名が職務を執行しています。

町有財産管理費	担当課	総務課		事業費		29,813 千円
1.		国	王 光熱水費	5,743 千円		
A Real Property of the Control of th		県			庁舎警備	5,670 千円
	財源	町債		内訳	町有建物修繕	2,500 千円
		町	310 千円		地域集会施設建設費補助金	500 千円
		他	29,503 千円		その他	15,400 千円

町が有する財産(土地・建物)管理にかかる費用を計上しています。

基金管理費	担当課	総務課		事業費		2,484 千円
		国			各種基金利子積立	1,893 千円
# P P P P P P P P P P P P P P P P P P P		県			公共事業基金地区協議会補助金	550 千円
(500)	財源	町債		内訳	その他	41 千円
1/10/100 M		町	41 千円			
		他	2,443 千円			

湯沢町が管理・所有する基金に関する費用を計上しています。

湯沢温泉ロープウエイ施設管理費	担当課	**************************************	総務課	事業費		128,784 千円
		玉			大規模改修負担金	42,366 千円
# /		県			花植栽等	6,360 千円
	財源	町債		内訳	施設修繕	3,000 千円
		町	122,905 千円		施設整備	51,100 千円
		他	5,879 千円		その他	25,958 千円

昨年度から、平成33年度までの長期にわたる整備を開始しました。引き続き今年度も魅力アップに向けて整備を実施します。

中子町有地除染	担当課	総務課		事業費		463,000 千円
and the state of t	財源	国		内訳	町有地除染	463,000 千円
		県				
		町債				
		町	463,000 千円			
- structure de la company		他				

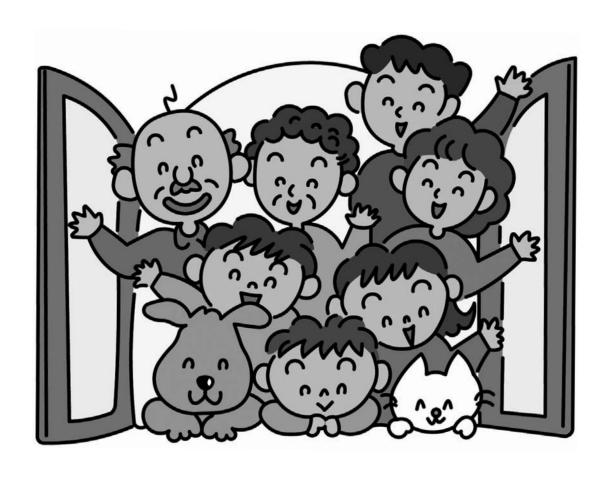
今後、企業誘致等の有効活用を図るため、土壌汚染が指摘され遊休町有地となっていたノリタ光学跡地の除染工事を実施します。

路線バス運行補助金	担当課	総務課		事業費		20,748 千円
		围			路線バス運行補助金	20,748 千円
		県	140 千円			
	財源	町債		内訳		
and a		町	20,608 千円			
		他				

町内間及び町内から町外間を運行する路線バスの運行費用を補助し、生活交通の確保を図ります。

湯沢こころのふるさと基金	担当課	\$ <u>/</u>	務課	事業費		599 千円
		国			積立金	500 千円
		県			消耗品費	50 千円
Like	財源	町債		内訳	クレジットカード納付手数料	49 千円
		囲丁	99 千円			
		他	500 千円			

ふるさと納税とは、ふるさと(出身地に限らず、応援したいと思う地域)の県や市町村を「寄付金」という形で応援することができる制度のことです。平成 24 年度は、17 名の皆様から 3,541 千円の寄付をいただきました。



みんなで住みよい町づくり

## 湯沢町まちづくり基本条例 (平成23年条例第1号)

わたしたち湯沢町民が生き生きと誇りを持ちながら生活でき、豊かな自然と調和した安全で安心できる生活環境と、安定した経済基盤の確立した町の形成を目指し、町民と行政がそれぞれの役割、責任、負担を明確化し、お互いがパートナーシップの関係を築きながら、知恵と工夫で町民参加の協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、湯沢町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責任、負担を明らかにし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、人と自然とが共生できる町民参加のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 町 自治体としての湯沢町をいう。
  - (2) 町民 町内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は町内に 事業所等を置く事業者をいう。
  - (3) マンション所有者等 町外に住み、町内にマンション 若しくは別荘等を所有する人で、湯沢町において町民との交流、地域活動に参加する人をいう。
  - (4) まちづくり 公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現 するために行われる町政及び全ての公益的な取り組みを いう。
  - (5)協働 町民と町がそれぞれ果たすべき責任と役割を自 覚し、相互に補完、協力することをいう。

#### (最高規範性)

第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、町は、他 の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨 を尊重し、整合性を図らなければならない。

#### (まちづくりの基本理念)

- 第4条 まちづくりは、湯沢町町民憲章に掲げる「愛情あふれるまち」、「活力みなぎるまち」、「誰もが訪れたいまち」 を基本理念とする。
- 2 町民及び町は、前項に規定する基本理念に基づき次の 各号に掲げるものを遵守し、まちづくりを推進しなければ ならない。
  - (1) 町民は、町民自治を実現するために自ら学び、町民の 権利を行使し、まちづくりに積極的に参加するよう努め ること。
  - (2) 町は、町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、まちづくりに関する情報(以下「情

報」という。)を提供すること。

- (3) 町は、町民の参加の意欲を高めるように啓発に努める とともに、まちづくりのそれぞれの過程において、町民 の参画の機会を保障すること。
- (4) 関係自治体、県及び国との役割分担を明確にするとともに、町民、マンション所有者等及び町はそれぞれ相互の信頼関係を基調として協働・協力によるまちづくりを進めること。
- (5) 町は、時代のニーズに適応した政策形成を図るために、 総合計画、財政運営及び行政評価等の政策活動に必要な 制度の確立及び運用の原則を明らかにすること。
- (6) 町は、町民にわかりやすい簡素で効率的な行政組織を 編成するとともに、町職員の政策形成能力の育成・向上 に努めること。

#### 第2章 情報の公開と共有

(情報を知る権利)

第5条 町の保有する情報は町民の財産であり、町民はそれ を知る権利を有する。

(情報の提供)

- 第6条 町は、町が保有する情報を町民にわかりやすく提供 するとともに、町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理 し、保存しなければならない。
- 2 町は、提供した情報に対する町民からの意見、提言をま ちづくりに反映させるよう努めなければならない。
- 3 町民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさ なければならない。

(説明・応答責任)

- 第7条 町は、町政運営にあたって、公正の確保と透明性の 向上を図るために、町民にわかりやすく説明する責務を有 する。
- 2 町は、町政運営に関する町民の質問等に対し、誠実に応 答する責務を有する。

#### 第3章 町民参加の推進

(町民参加の権利)

- 第8条 町民は、まちづくりの主体であり、何人も自由・平 等な立場でまちづくりに参加する権利を有する。
- 2 町民のまちづくり活動への参加に関しては、自主性や自立性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。

(参加機会の保障)

- 第9条 町は、町民参加によるまちづくりを推進しなければ ならない。
- 2 町は、案件ごとに町民参加の仕組みを明らかにし、町民が参加しやすい環境を整備しなければならない。
- 3 町は、審議会等の委員の選任にあたっては、公募の委員 を加えるように努める。

(町民投票制度)

- 第 10 条 町は、まちづくりに関る重要事項について、直接、 町民の意思を確認するため、町民投票制度を設けることが できる。
- 2 前項の場合において、町長は町民の適切な判断に資する よう、投票に係る事案についての情報を提供しなければな らない。

(町民投票の条例化)

- 第11条 町民投票に参加できるものの資格その他町民投票 の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例 で定める。
- 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は 町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければな らない。

第4章 連帯と協力

(コミュニティ)

- 第12条 コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基盤に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。
- 2 町民は、まちづくりの重要な担い手となり得るコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。
- 3 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関る施策を推進し、必要に応じて支援することができる。

(町外の人々との連携)

第13条 町民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等のさまざまな分野に関する組織を通じて、町外の人々と連携・協力するとともに、町外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

(国及び関係する自治体等との連携)

第14条 町は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係自 治体等との連携・協力に努めなければならない。

(国及び県への意見・提案)

第15条 町は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、町の自主的、自立的発展のために、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

(国際交流活動)

第16条 町民、町及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流・連携に努めるものとする。

第5章 行政の政策活動

(総合計画)

- 第17条 町は、町の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を広く町民参画のもとに策定しなければならない。
- 2 総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない。
- 3 総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく 公表しなければならない。
- 4 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を 明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との 整合性を図るものとする。

(財政運営等)

- 第18条 町は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、 最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければな らない。
- 2 町の予算は、財政状況を勘案し、町民の意向を踏まえて 編成しなければならない。
- 3 町は、毎年、収支や財産、負債などを含む財政状況を公 表しなければならない。
- 4 町は、町民負担のあり方や町有財産の活用等の検討とともに、町の自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。

(行政評価)

- 第19条 町は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、 透明性を高め、説明責任を果たすため、行政評価を実施し なければならない。
- 2 町は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施することとし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。
- 3 行政評価の手続きについては、別に定める。

(行政手続)

第20条 町は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政 指導、届出等に関する手続きを適正に行い、行政運営にお ける公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

(パブリックコメント)

- 第21条 町は、基本的な計画、重要な条例等を策定しようと するときは、当該計画、条例等の案をあらかじめ公表し、 広く町民の意見を聴く手続きをとらなければならない。
- 2 町は、前項の手続きにより提出された町民の意見を考慮 して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を 公表しなければならない。

(個人情報保護)

第22条 町は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の 保護を図り、それを適正に管理しなければならない。

第6章 行政組織

(行政組織の編成)

- 第23条 行政組織は、町民にわかりやすいものであると同時 に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう編成し なければならない。
- 2 町は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な 行政運営に努めなければならない。

(危機管理)

第24条 町は、災害等から町民の生命、身体及び財産を守る ために、町民、関係機関との連携・協力及び相互支援によ る危機管理体制の構築に努めなければならない。

(環境支援)

- 第25条 町は、時代の変化により生ずる政策課題を解決する ため、職員の政策形成能力の育成・向上を図る研修の充実 に努めなければならない。
- 2 町は、職員が町民とともにまちづくりに参画する環境の 整備に努めなければならない。

(出資団体等)

- 第26条 町は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に対し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。
- 2 前項の場合において、当該団体は町に協力しなければならない。

第7章 議会の役割

(議会の役割と責務)

- 第27条 議会は、広い視野に立ってまちづくりの課題を明らかにし、自由に議論をするよう努めなければならない。
- 2 議会は、町民を代表して最終的意志を決定する議決機関 として、町民の意思が町政の運営に反映するよう活動しな ければならない。
- 3 議会は、町民のニーズに対応した政策立案に積極的に努 めなければならない。
- 4 議会は、町の事務事業が公平・効率的に執行されている かどうか、町民の立場に立って監視し、けん制しなければ ならない。

(町民に開かれた議会)

第28条 議会は、十分な討論により町政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に 提供するとともに、広く町民の声を聴く機会を設けるもの とする。

第8章 町民、町長、議員及び職員の責務 (町民の責務)

- 第29条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、町との協働のまちづくりを進め、町の発展に寄与するよう努めなければならない。
- 2 町民は、まちづくりに参加するにあたって、自らの発言 と行動に責任をもたなければならない。
- 3 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任 を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなけ ればならない。

(町長の青務)

第30条 町長は、まちづくりの基本理念を遵守し、町民とと もに自主・自立のまちづくりの推進に努め、町民の負託に 応えなければならない。

(議員の責務)

第31条 議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を 遵守し、町民と連携し、かつ、町長等の行政機関と緊張関 係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

(職員の青務)

- 第32条 職員は、その職責が町民の信託に由来することを自 覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに 基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければ ならない。
- 2 職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的 に参画するよう努めなければならない。
- 3 職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、 技能の習得に努めなければならない。

第9章 検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

- 第33条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、 この条例が町にふさわしいものであり続けているかどうか 等を検討するものとする。
- 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例 及び諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとす る。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 発行にあたり

町民の皆様には、日頃からまちづくりにご支援、ご協力をいただいておりますことに 厚く御礼申し上げます。

昨年度に引き続き、今年度も予算書の内容を分かりやすく伝えることを目的として「平成25年度湯沢町の予算~予算のしくみと主な事業~」を作成しましたので、お届けいたします。この冊子は、町民の皆様にその年度の当初に定めた予算の内容をお知らせし、町政へのご理解をいただくとともに、町の説明責任を果たす手段のひとつとして平成23年度から作成しているものです。

本来、町のお金や情報は町民皆様のものであり、その内容について説明する責任があります。そこでこの冊子は、法で定める通常の予算書の形式では分かりづらい、伝えにくい内容を、分かりやすく公表するものです。分かりにくい点などございましたらご意見を賜りたくお願い申し上げます。

今年度の町政運営にあたっては、まちづくりの指針である湯沢町総合計画の基本構想ならびに前期基本計画の基本政策に沿って、施策を一つひとつ堅実に実行してまいります。また、湯沢町の直面する短期・長期にわたるまちづくりの諸課題に適切に対応するため、様々な事務事業を進めていきます。

中でも重要施策として、遊休町有地となっているノリタ光学跡地を「企業誘致への投資」と位置づけて汚染土壌の除染を行い、この一団の土地を対象用地として全国に発信し、企業誘致につなげたいと考えております。観光産業とともに新たな産業誘致による産業構造を構築し、雇用機会を創出して若者の定住化を図り、若者が町の運営に参加できるような「まちづくり」に取り組んでまいります。

平成23年4月1日に施行された「湯沢町まちづくり基本条例」に基づき、町民、議会、関係機関、行政が最良のパートナーとしての関係を築き、協働してまちづくりに携わっていくことが必要と考えます。これからも湯沢町に暮らすことを町民が誇りに思い、町のすばらしさを次の世代へと着実に受け継いでいけるよう、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきましょう。

平成25年5月 湯沢町長 上村清隆

# 湯沢町町民憲章 ~わたしたちのねがい~

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢

きよらかな愛情あふれるまち

すこやかな活力みなぎるまち

さわやかな誰もが訪れたいまち

みんなで力をあわせ豊かで明るく住みよい文化の香り高い町をつくりましょう。

